

井上円了の‘宇宙万物に対する徳義’ —円了の環境資源に対する態度—

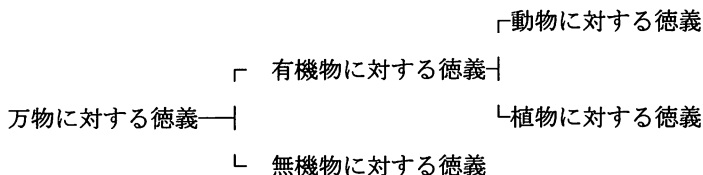
岩井昌悟（東洋大学文学部）

0. はじめに

熊楠が環境保護運動の先駆者として注目されるのに対して、円了の著作から彼の自然や環境に対する意識を探るのはきわめて困難であると言わざるをえない。しかしながら、かろうじてではあるが、円了 35 歳の著書『日本倫理学案』（1893 年：明治 26 年）の中、「宇宙万物に対する徳義」と題される第 51 節が、円了が自身の環境に対する態度を表明した文章として注目される。少し長くなるが、本報告にとって要となる文章であるので、まずそっくり引用してみたい。なお挿入した図と（ ）内は本報告者による。また原文には全くない段落を適宜入れた。

「つぎに、宇宙万物に対する徳義を述べんに、一人の道德は進みて一国の道德となり、国内の道德は推して国外に対する道德となり、すなわち個人的道德、国家的道德の名称を分かつに至るといへども、これ畢竟、みな人類間のことなるのみ。しかるに人類の外には禽獣あり、草木あり、無機物あれば、またこれに対する道德なかるべからず。これ国家的道德の更に進みて、人類以外に推及したるものというべし。

さて万物の中にも、有機物に対する徳義と無機物に対する徳義との二種あり。また有機物の中にも、動物に対するものと植物に対するものとの二種あり。



動物は万物中最も人類に近きものにして、なかんずく、高等動物に至りては多少の感情、智力を有するものなれば、人類相愛の一端をば推して禽獣の上に及ぼし、牛馬を使役するにも過度に失せざらんように注意するがごときは、動物に対する徳義というべし。また、植物は人類を去ることやや遠くして、苦楽の感覚を有せざるものなれば、これを愛憐するを要せざるがごとしといへども、我人衣食住は多く草木より得るものなれば、なるべくこれを濫用せざらんように注意すべし。これを草木に対する徳義といわんは、用語あるいは^{おんとう}穩当ならじといへども、またあえてその意味なしといふべからざるなり。果たしてしからば、なにほど財産を有すとも、無益の^{しゃし}奢侈（度を過ぎてぜいたくすること）にふけりて天物を^{ぼうてん}暴殄（乱暴に扱い滅ぼすこと）

するがごときは、これ有機物に対する徳義に背くものというべし。

また、無機物に対するもその理は同一にして、空気なり日光なり水なり土なり、みな我人の生活を支うるに一刻片時も欠くべからざる必要のものたれば、我人はこれに対する徳義として、無益に光陰を費やし、無益に品物を耗する（ついやす）ことなく、必ず自然の理法に従いてこれを利用し、もって天地間に人の人たる本分を全うせずばあるべからざるなり。これによりてこれをみるに、さきに個人的道德の条下に述べたる勉強、耐忍、節儉の諸徳のごときは、まさにこの有機無機の諸物に対する徳義なることを知るべし。

しかして天地万物に自然に具有する理法は、人を生育すると同時に人を殺害するものあり。すなわち烈風、洪水、飢饉、^{びょうかん}病患等これなり。人もしかくのごとき災難に際会する（でくわす）ときは、あるいは自然に向かいて怨嗟（うらみ嘆くこと）を発するものあれども、およそ一利一害、一苦一楽は世界の常則なれば、我人は災難に遭うごとにますます戒慎して、もって幸福の臻る（やってくる）を待たざるべからず。これまた我人の自然に対する徳義の一なり。

今また、これをわが国風に考うるに、皇室ありてのち人民ありし国なれば、衣食住の道もみなおおむねみな皇室皇宗の教えたまいしところにして、この国土も皇室の国土なることは、史に徹して（歴史に照らし合わせて）明らかなり。果たしてしからば、われわれ臣民は天地万物に対してその徳義を守るは、すなわちこれ皇室に対する報恩の意に外ならざることを忘るべからず。換言せば、この豊饒なる国土にありてこの秀靈なる風色（風景）に接し、もってこの身心を健全に保つを得るは、全く皇恩君徳の余沢（恩恵）にして、この天地自然に尽くすゆえんものは、すなわちわが君主に尽くすゆえんなることを記せざるべからざるなり。」（『円了選集』第11巻、pp. 271-273）

1. 『日本倫理学案』について

先に引用した文章の内容を見る前に『日本倫理学案』について少し触れておかねばなるまい。井上円了の著作の中には「倫理」と名のつく著作が3つある。

- ①『倫理通論』1887年（明治20年） 円了29歳
- ②『倫理摘要』^{てきよう}1891年（明治24年） 円了33歳
- ③『日本倫理学案』1893年（明治26年） 円了35歳

①と②については円了自身が『倫理摘要』の緒言に

「余は倫理学を専門とするものにあらず。しかるに世間その人に乏しきために、先年普及舎のもとめに応じて『倫理通論』と題する一書を編述せしことあり。その書ペイン、スペンサー、ダーウィン等の書に基づき道德進化の理を論定せるものなれば、世これを評して教科書用に適せずという。しかして余おもえらく、倫理の道理は古来東洋にありて存し、わが国にもその道

あり、なんぞ必ずしも西洋を待つを要せんや。ただ東洋の短所は、実験上の事実をもって論拠を構成せざるの一点にあり。この欠点を補うものは西洋近世の進化説なり。これ余がさきに、進化の原理に基づきて倫理書を編述したるゆえんなり。……倫理科を受け持つこととなり、倫理の要領を講述するの際適當の用書の必要なるを感じ、更に一部の倫理書を編述するに至れり。すなわちこの書なり」(『円了選集』第11巻、p. 141)

と述べているように、名が挙げられている Charles R. Darwin(1809-1882), Alexander Bain(1818-1903), Herbert Spencer(1820-1903)の3人中、特にスペンサーの学説に則り「道德進化」説を中心に論じている。少々乱暴ではあるが、簡単に言えば、より優れた道德を身に付けたものが適者生存の規則にしたがって生き残るという仕方、道德が発達するという説である。善・悪、苦・楽は生存に利であるか害であるかによって定まり、利他博愛といった心情もそれを具えた方が、社会の団結した後では自利自愛のみのものたちよりも、生存に有利であるといった形でその獲得が説明されている¹。②は基本的に①と同じといえるが、ただしその末尾で

「しかりしこうして、実際の道德を講ずるに当たりて我人の更に注意すべきは、国家社会の人情、風俗、政治、国体のいかにあり。これにおいて、国異なればおのずからその国特有の道德を講ぜざるを得ざるに至る。これ倫理学に理論的と實際的とを分かつざるべからざるゆえんなり。」(『円了選集』第11巻、p. 210)

と述べていることは、すでに『日本倫理学案』の内容を暗に予告しており、注目される。これは『倫理摘要』も次の『日本倫理学案』と同様、教育勅語発布以後に出版されていることと無関係ではあるまい。

『日本倫理学案』は1890年(明治23年)10月30日に発布された「教育勅語」を受けて、「その精神は徹頭徹尾勅語の旨意に基づき、^{たて}経も^{よこ}緯もともに勅語をもって組織」されており、「その主義は儒教にあらず仏教にあらずヤソ教にあらず、すなわち国体主義」である。

円了はその倫理学中の位置づけを「第一講 緒論」に以下のように述べる。

「けだし人倫、道德の原理は、世の古今を問わず国の内外を分かつたず、常に一定して二致なるべしといえども、これを一国、一社会の上に適用しきたりて可否得失を論ずるときは、その風俗、習慣、政治、国体等の諸事情に応じて、一国、一社会に特有なる道德を生ずべし。……しかしてその特有なる道德中に、一脈の理法の貫通して存するあり。この理法を講究して原

¹ なお円了の進化論に対する態度はあまり一貫しているとは言い難く、例えば『破唯物論』(明治31年)では「進化論が事実、実験に基づきて確實なる学説をわれわれに授けたることは、余輩も疑わざるところなれども、これを生物学もしくは有形学の範囲にとどめずして哲学上に及ぼし、心理も社会も道德も宗教も、みな進化の一本槍をもって取り扱われるに至りたるは、余輩の賛成せざるどころであります。……」(『円了選集』第7巻 p. 574)としながら、『活仏教』(大正元年)では再び「すべて活物は必ず発達す、草木動物、人類社会みなしかり。活物ならざるものもまた進化す、天体、地球のごときこれなり。したがって人類社会の特産たる学芸、美術、政治等に至るまで、一として発達進化せざるはなし。されば仏教なんぞひとり発達せざるの理あらんや」(『円了選集』第4巻 p. 433)と述べている。

理原則を定むるもの、これを倫理学中の理論に属する部分とし、その世と国との事情に応じて生ずる変化異同を講究するもの、これを倫理学中の応用に属する部分とするなり。

応用に属する部分にまた、理論と実際との別あり。すなわち道德の、世と国とに応じて異なる理由を講究するはいわゆる理論なり。その理論すでに一定せりと仮定して、ただその方法のみを修習するはいわゆる実際なり。実際は技術に属し、理論は学問に属するなり。

┌理論（貫通する一脈の理法を講究して原理原則を定むる）

倫理└

└応用（世と国との事情に応じて生ずる変化異同を講究する）

└理論（道德の世と国とに応じて異なる理由を講究する）学問

└実際（理論すでに一定せりと仮定して、ただその方法のみを修習する）技術

今、余は便宜のために、その学問中、理論の一方を講ずるものを理論的倫理学と名付け、応用にわたりて講ずるものを实际的倫理学と名付く。これに対して、技術に関する方を修身法もしくは修身術と名付く。

しかして余がこれより講述せんとするものは、この实际的倫理学なり。すなわち一国、一社会に一種特有の道德を生ずる原因、事情を論定するものなり。（『選集』第11巻 p. 222）

応用

| ┌理論的倫理学（理論の一方を講ずるもの）

| └理論・学問└

| ┌实际的倫理学（応用に渡りて講ずるもの）

| └実際・技術└修身法・修身術

円了はつづけてこの緒論で「一国、一社会の道德は、いかなる方針を取り、いかなる方法を用うべきかを論定する」ために、「人生の目的ならびに善悪の標準については、完全の徳と高等の幸福とをもって最上の善と」定めて「福德一致」を打ち出し、「個人の福德を円満ならしむると同時に国家の福德を円満ならしめ、二者両全をもって目的」としなければならぬと述べる。そして「第二講 实际的倫理論」と「第三講 日本国体論」においては、各国で倫理の応用が異なる理由や義務に個人的義務と国家的義務の二種があること、日本の国体の特殊性などを論じているが、第四講からが本論であり、実際に道德を述べ始める。

「第四講 個人的道德論第一」として、以下見出しのみを挙げるが、「第25節 自己に対する徳義」「第26節 身体を健全にする義務」「第27節 知識を開発する義務」「第28節 徳性を養成する義

務」第 29 節 情緒を純良にする義務を、「第五講 個人的道德論第二」として「第 30 節 一家に対する徳義」「第 31 節 父母に対する義務」「第 32 節 兄弟に対する義務」「第 33 節 夫婦に対する義務」「第 34 節 奴婢と家主との関係」「第 35 節 親戚に対する徳義」を論じる。

つづいて「第六講 国家的道德論第一」として「第 37 節 朋友に対する徳義」「第 38 節 師弟の関係」「第 39 節 博愛」「第 40 節 公益」「第 41 節 正義」「第 42 節 君主に対する義務」「第 43 節 政府の組織」「第 44 節 国憲に対する義務」「第 45 節 国法に対する義務」「第 46 節 租税を納め兵役に服する義務」を、「第七講 国家的道德論第二」として「第 47 節 愛国の精神」「第 48 節 国民間の徳義」「第 49 節 国際上の徳義」「第 50 節 死後に対する徳義」「第 51 節 (宇宙) 万物に対する徳義」「第 52 節 神に対する徳義」を論じている(ちなみに第八講は「賞罰ならびに教育論」、第九講は「結論」である)。

「その主義は儒教にあらず」としながらも、ここには『礼記』『大学』の「修身齐家治国平天下^{しゅうしんせいいかちこくへいてんか}」の順番で論じられていることが明瞭に見てとれる。

さて問題の「宇宙万物に対する徳義」がいかなる文脈で説明されているかを確認したところで、いよいよ内容を見て行きたい。

2. 宇宙万物に対する徳義

ここには「人には宇宙万物に対して守るべき道德上の義務がある」ことが言われている。

多少の感情・知力のある動物に対しては、人類同士の相愛の一端を動物にも向けることによって過度に使役しないように戒めている。人が衣食住を多くそれに頼る植物に対しては濫用を戒めている。総じて有機物に対しては無益にぜいたくして乱暴に扱って滅ぼしてはならないというのである。

次に無機物(空気・日光・水・土)に対しても「その理は同一」として、簡単に言えば無駄遣いを戒めているが、ここに「無益に光陰を費やす」ことが戒められているところに現代人の感覚と少し異なる円了の態度が垣間見える。人が生きて行く上での環境資源(有機物・無機物の両方)の消費は大前提になっており、円了の言わんとするところは「環境資源をなるべく浪費するな」というよりも、環境資源を消費しながら生きるからには「人の人としての本分を全う」すべく、「勉強、耐忍、節儉」せよ、つまり、「無駄に生きるな」というところにある。逆にいうと、「勉強、耐忍、節儉」せずに無駄に生きていると環境資源を無駄遣いしていることになるというのであろう。

このことは円了の後年 59 歳の時の著作『奮闘哲学』(1917 年: 大正 6 年)に述べられていることを参照するともっとはっきりするであろう。

「今日は進化論によりて生物同祖論を伝えられ、動物も人類も兄弟姉妹の関係を有することを教えられた。よって吾人は牛馬鶏豚といえどもこれを愛憐し、これを救済すべきが当然なれど

さえあり、公衆に見せおれり。前々世期に妖怪を列して駁撃せしチュールという僧の著書などは一たび通覧するに半年ばかりかかりし。王充の『論衡』もこの類なり。これはキリスト前七九年ばかりに作りしなり。また例のコラン・ド・プランチーの『妖怪類典』あり。画入りにて翻訳せば大貰^{もう}けならん。こんな在り来たりしことを今ごろ一派の学^{おとな}にせんとて大誇し、世人も許可するは、そこがいわゆる十日の菊も花より外は訪^{おとな}う人もなき山里の榮にて、世間万事知らぬが仏、また知らぬところが花じゃ⁴。

ついでにいう。貴下の井上円了の哲学館の祝詞、また、誰の筆か知らぬが高等中学林図書館の趣意書に、三字つづきの語多し(鉄健児などという類)、これは、威儀を尊ぶわが宗では、梵語直訳(半訳迦、^{はんちやか}へいれいた)の類)の外は、不相応のことと存じ候。なんとなく後進のものを軽率にするなり。この類のことは、修辞上、欧州文学にもやかましきことにあるなり。さすがは福沢翁などの先生の書きしものに三字の漢語なきは、敬勤の外なし⁵。

故に予は、真言で古え行ないしまじない、祈祷、神通、呪詛、調伏等は、決して円了などのいうごとき無功比々火として法螺ばかりのものと思わず⁶。

ただし前年、井上円了先生が妖怪学を立てたと聞き、大英博物館で予は先生の講義の序文を述べ、なんと欧州にはまだ化け物の学問はなかりうかと威張ったが、ある人が「それぞれ、お前の肘の辺りの常備参考架を見よ」と言うから、見てみると、ずっと以前に出版した『妖怪学書籍総覧』といて、化け物学の一切の書籍の索引だったから、日本人が気が付くことのほどは、大抵西洋ではすでに古臭くなっていると気付き、赤面して退いたことがある。思うに西洋では、千里眼などは今日古臭くて、学者はもっぱら死の現象を研究する最中かもしれない⁷。

4 『南方マングラ』河出文庫、1991年、p. 232。明治35年3月22日午後二時半の手紙(土宜法竜宛)

5 同上、p. 272。明治36年7月18日(土宜法竜宛)

6 同上、p. 305。明治36年7月18日(土宜法竜宛)

7 「千里眼」(『南方民俗学』河出書房新社、p. 131) 明治44年6月10~18日『和歌山新報』